国営宇遠別川土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営宇遠別川土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年10月２日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営宇遠別川土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成27年10月５日から平成27年11月２日まで

３　縦覧場所

北海道斜里郡斜里町及び同郡清里町各事務所

国営今金北土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営今金北土地改良事業（区画整理、農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年10月２日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営今金北土地改良事業計画書（区画整理）の写し

国営今金北土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成27年10月５日から平成27年11月２日まで

３　縦覧場所

北海道瀬棚郡今金町事務所

国営十三湖土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営十三湖土地改良事業（農地防災）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年10月２日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営十三湖土地改良事業計画書（農地防災）の写し

２　縦覧期間

平成27年10月５日から平成27年11月２日まで

３　縦覧場所

青森県五所川原市、つがる市及び北津軽郡中泊町各事務所

国営津軽北部二期土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営津軽北部二期土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年10月２日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営津軽北部二期土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成27年10月５日から平成27年11月２日まで

３　縦覧場所

青森県五所川原市、つがる市及び北津軽郡中泊町各事務所

国営会津南部土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営会津南部土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年10月２日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営会津南部土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成27年10月５日から平成27年11月２日まで

３　縦覧場所

福島県会津若松市、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村及び大沼郡会津美里町各事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月２日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

１　処分をした年月日　平成27年９月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社マルサ佐藤製作所　佐藤　洵一　青森県黒石市緑ヶ丘22　国土交通大臣許可（般―26）第18408号

３　処分の内容　一般建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年９月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第７１４７３号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

申立人　国

本籍東京都足立区綾瀬３丁目1169番地、最後の住所東京都足立区中川４丁目25番４号、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日平成24年９月26日、出生の場所東京市足立区、出生年月日昭和11年３月20日、職業不詳

被相続人　亡　湯浅　英雄

事務所　東京都中央区銀座１丁目10番３号　銀座ＤＴビル４階

相続財産管理人　弁護士　千葉　道則

東京家庭裁判所

平成２７年（家）第７１４７５号

東京都杉並区荻窪５丁目15番13号

申立人　公益社団法人杉並区成年後見センター

本籍青森県黒石市ぐみの木１丁目174番地、最後の住所東京都杉並区上井草３丁目33番10号　特別養護老人ホーム上井草園、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日平成27年４月28日、出生の場所青森県青森市、出生年月日昭和４年１月17日、職業無職

被相続人　亡　長濱てるゑ

事務所　東京都渋谷区代々木２－５－１羽田ビル802号室新宿南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土肥　尚子

東京家庭裁判所